

第五回國會 厚生委員會 議錄 第二十二号

昭和二十四年五月二十日(金曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長代理 青柳 一郎君
理事 藤谷 仙太郎君 藤田 中島君 茂吉君
理事 田代 文久君
青柳 一郎君 今泉 貞雄君
田中 重雄君 奈良 治三君
島山 鶴吉君 九山 直友君
岡 良一君 堀 珞ル君
川田 アサノ君 松谷 天光君
出席政府委員

(事務局長)

高橋 一郎君
法務部事務官

厚生部事務官 耳 四郎君
(保健局長)

宮崎 太一君
厚生部事務官

(公衆衛生局長)

三木 行治君
厚生部事務官

(衛生局長)

東 龍太郎君
厚生部事務官

委員外の出席者

參議院議員 谷口 彌三郎君

厚生部事務官 小山 進次郎君

專門員 川井 章知君

專門員 引地 亮太郎君

五月十九日

委員長次郎二君辭任につき、その補

欠として北村雄太郎君が議長の指名

で委員に選任された。

五月二十日

委員長次郎二君の補欠として中島茂

吉君が選任に當選した。

五月十八日

健康保險法改正反対に関する請願

(砂間一良君外二名紹介)(第一六七
九号)

同(土橋一吉君外二名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外二名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外四名紹介)
(第一六八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同(田代文久君外一名紹介)(第一六
八号)

同月十九日

社会保険診療報酬支払基金法一部改

正の陳情書(滋賀縣医師会長小林清

祐)(第五〇一号)

三陸海津並に八幡平を國立公園に

指定の陳情書(盛岡市議會議長北太

郎)(第五四四号)

道家族の援護対策に関する陳情書

(岡山縣道族厚生連盟会長片山仁外

三万二千名)(第五四四号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

優生保護法の一部を改正する法律案

(參議院提出、參法第二号)

医療制度に関する件

請願

一 健康保險法改正反対に関する請

願(砂間一良君外二名紹介)(第一

六七九号)

二 同(土橋一吉君外二名紹介)(第

一六八〇号)

三 同(田代文久君外二名紹介)(第

一六八一号)

四 同(田代文久君外四名紹介)

同(田代文久君外一名紹介)(第

一六八二号)

五 同(田代文久君外一名紹介)(第

一六八三号)

六 國立療養所増床に関する請願

(松木弘君紹介)(第一六八六号)

七 道族援護対策に関する請願(坂

口主君外一名紹介)(第一六九六

号)

八 同(坂口主君外一名紹介)(第

一七一〇号)

九 國立富士病院及び國立當通寺病

院の運営に関する請願(島山鶴吉

君紹介)(第一七二三号)

一〇 道族援護対策に関する請願

(青柳一郎君紹介)(第一七二四

号)

一一 身体障害者の保護に関する請

願(大森玉木君紹介)(第一七二五

号)

一二 都市清掃事業に関する請願

(中島守利君外一名紹介)(第一七

二三号)

一三 飯の輸入に関する請願(神田

博君紹介)(第一七六六号)

一四 東京同愛記念病院再建に関す

る請願(天野公義君紹介)(第一七

九八号)

一五 薩南地区を國立公園に指定の

請願(床次徳二君紹介)(第一八〇

六号)

一六 療養調査に関する請願(内海

安吉君紹介)(第一八一八号)

〇 松永委員代理 これより會議を開

きます。

まずお諮りいたします。昨十九日理

事床次徳二君が委員を辭任いたしまし

たので、理事が一名欠員になつており

ます。この補欠選任を行わねばならぬ

のでありますが、委員長より指名する

に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱上あり〕

〇 松永委員代理 御異議がなければ

は、

中島茂吉君を理事に指名いたします。

次に優生保護法の一部を改正する法

律案を議題とし、前會に引続き質疑を

許します。青柳 一郎君。

〇 青柳委員 私は一昨日の本委員会に

おきまして胎生法の阻却事項として、

貧乏人のために腹胎できるといふ規定

を設けて、はつきりした法務廳の御意

見を承りたいと申し上げてあつたので

ありますが、法務廳の方はまだお見え

になりぬのでございますか。――法務

廳の方が見えますまで私の法務廳に対

する質問を保留いたしまして、質問を

続けさせていただきます。

まず第一に承りたいのは、この法律

案の十三條の第三号に「妊娠の継続又

は分娩によつて生活が著しく窮乏する

もの」に對しては妊娠中絶を行ふこと

を申請することができ、こうあるの

であります。しかしてこの貧乏な人に

さういふ妊娠中絶を行ふ際の費用の開

題につきまして、先般提案者のお方に

お尋ねいたしました。しかるところそ

の費用は社會保險または生活保護法に

よつて負担するものであるというお答え

でありました。私いろいろ考えたので

あります。社會保險によつてこれを

負担することはどうもできないように

思ふのであります。その点あるいは

私の聞き間違ひであつたかと思ふので

あります。その点をまず明らかに

していただきたいと思います。

〇 各口參議院議員 生活困難者に対す

る手術料などにつきまして、私の申し

は、

第一類第九号 厚生委員會會議錄 第二十二号 昭和二十四年五月二十日

第一類第九号 厚生委員會會議錄 第二十二号 昭和二十四年五月二十日

第一類第九号 厚生委員會會議錄 第二十二号 昭和二十四年五月二十日

第一類第九号 厚生委員會會議錄 第二十二号 昭和二十四年五月二十日

第一類第九号 厚生委員會會議錄 第二十二号 昭和二十四年五月二十日

第一類第九号 厚生委員會會議錄 第二十二号 昭和二十四年五月二十日

第一類第九号 厚生委員會會議錄 第二十二号 昭和二十四年五月二十日

第一類第九号 厚生委員會會議錄 第二十二号 昭和二十四年五月二十日

第一類第九号 厚生委員會會議錄 第二十二号 昭和二十四年五月二十日

第一類第九号 厚生委員會會議錄 第二十二号 昭和二十四年五月二十日

上げ方が悪かつたためであらうと思つたのでありますが、生活困難者と申しますのは、現に生活保護法によつておる者、また妊娠の継続などのためにますますその人の生活状況が悪くなつて、いわゆる生活困難状態になる者に対してやるのでございまして、この方は生活保護法の方から費用を支出することをお願いをしておる次第であります。

○青柳委員　ただいまの点はよくわかりました。従いまして問題は、生活保護法の適用に関するものと相なるのであります。ただいまも答えがありましたが、現在の生活保護法を受けておられる者は、この第三号の條文によりまして、妊娠中絶を行うことができるということにお考えであります。先般も私申し上げたのであります。この改正法案によりますると、「妊娠の継続又は分娩によつて生活が著しく窮迫するもの」とうあります。一方生活保護法の方を見ますと、私先般申し上げましたのは前の軍事扶助法について申し上げたので、はなはだ失礼をいたしました。この生活保護法を見ますと、第一條に「この法律は、生活の保護を要する状態にある者の生活、國が差別的又は優利的な取扱をなすことなく平等に保護して、社会の福祉を増進することを目的とする。」とあります。従いまして生活保護法におきましては、生活の保護を要する状態にある者というようになります。そういたしますとこの範圍になつております條項の「著しく窮迫するもの」というのは、この生活保護法にいわゆる「生活の保護を要する状態にある者」とう解してよろしいと思ふのであります。そ

ういう御意図であらうと思ひます
が……。

○谷口参議院議員 さようでございます。

○青柳委員　わかりました。生活保護法の規定を受ける者をこの優生保護法の十三條の三号の適用を受けるといたしますならば、でき得る限り言葉は同じくしたいと存じます。そうしなければ取扱いがいろいろ／＼／＼になるおそれがあるのですであります。民生委員におきましても、実際にこの証明をする際に、文句が通っておりませんには、どつちの解釈をとつていいか非常に迷うおそれがあります。また考え方によりますと、堕胎がむやみに横行する、あるいは現在提案者のねらつておられますような適当な堕胎を行えず、かえつて窮乏に考へてしまふおそれがあるからであります。ただいまのところは私の意見であります。

次にお尋ねいたしたいのは、先ほど提案者のお答えの中にもそういう意味が含まれておつたやに拜聴いたしました。この十三條の第三号の適用を受ける状態のもの、ひとり生活の保護を要する状態に現にあらざる者以外に、紙張中絶の手術を行つてゐるに金を要する。それによつて貧乏なという者も含まれる御意図のように拜聴いたしました。が、さうでございませうか。

○答口參議院議員　さうに存じております。

○青柳委員 次に生活保護法によりまして、この貧乏な氣の落な人に対する、生活保護法のいかなる條項によつて出すものであるかということを担当局にお尋ねいたします。

○小山説明員　ただいまの問題について御説明を申し上げます。かりに法律でただいま問題になっておりましたような條項がございましたら、生活保護法の適用にいたしましたしては、まずそれが生活に必要な限度であるかどうかと、いうことを決定いたしますことが第一の問題であります。この点につきましては、もしも法律にそういう條項が入るといたしますならば、そのような手術を受けるということとはこれは生活に必要な限度に入ると考えてよろしいかと思ひます。

次にそういつた生活に必要な限度に入るといふいたしましたならば、どのような種類の保護をそれに見與えるかということが、第二番目の問題になるわけですが、これにつきましては法第十一條の医療に入るものとして取扱うべきものと思つております。それからなおこの点は多少説明の範圍を越えませうけれども、先ほど來のお話の中にありましたように、現に生活の保護を受けていない者であつても、当然に厚生法の改正によつて許可が与へられたものは、その費用が生活保護法から支出されるかのごとき誤解を起しやすいようなお話があつたのでありますが、この点につきましては、法の適用關係とし

においては、生活保護法によつて保護を受ける場合にはありまじうけれども、またそうでない場合も非常に多くあるということを一言説明してつけ加えてさせていただきますと思います。

○青柳委員　ただいまの御説明によりますと、生活保護法第十一條の保護の種類の二に医療というのがございます。これによりまして行うというお話

であります。普通の觀念からいたしました場合には、医療というのは病氣である。あるいはけがをしたという場合にそれをなおすのが医療であると私は存するのでありますが、法律上さような解釈をしてもらえるかどうかという点につきましてお答えを願います。

○小山説明員　ただいまの問題はいろいろ見解がある問題ではございませんけれども、普通医療という言葉を理解いたします場合、形式的な意味において理解いたします場合と、実質的な意味において理解いたします場合がございします。ただいま青柳委員がおっしゃいました考え方は、医療というものの、を実質的な意味において理解いたしました場合の考え方でございます。そういう実質の意味において医療を理解いたしますればまさしくおっしゃる通りだと思います。形式的な意味において医療を理解いたしました場合に、医師が患者に対して業務として行います一切の行為は医療に含まれますと理解することが一應可能であります。さような意味合いにおきまして、もしも法律で侵生手術を行いますことが新たに加わるといたしますれば、適用関係においては医療として行ひ、こういうことにはいたすべきだと考えております。

○青柳委員 その点もよくわかりました。ただ先ほどの説明員のお答えの中に、いわゆるボーダー・ラインにある人を全面的に生活保護法の適用を受けることについてはいろいろ考えなければならぬというようなお話があつたようであり、するが、その点につきましてももう少し詳しくお話を願いたいと思ひます。

○小山説明員 この点は私もいろいろ

前提がありますので、むしろ提案者のお考えをお確めしないとはつきり申し上げかねる点があるのでございますが、いかなるものについて承認がなされるかということが第一の問題でございます。おそらくこの承認のなされず基調を決定いたしますことは、非常な困難であらうと思います。しかし一應何らかの前提のもとにおいてそれがなされて参つたものといたしても、それだけのことで当然生活保護法による医療を受けるということにはならぬといわけでありませう。生活保護法により

まして医療を行ひますためには、まずその人の生活状態を詳細に調査いたしまして、現在の財産の關係、收入の關係を嚴密に調査をいたしまして、收入の点から見ても、財産の点から見ましても、もう最低の生活に行つておる、というふうな状態にあり、十場合全に、初めて生活保護法の適用が問題になるわけであります。ボーダー・ラインのケースで法の適用があり、十場合全には、現在では幸うじてその線上の上にあります、たとえば優生手術を受け、まするために二千円なりある、は三千円の費用が必要だといったしますと、どうしてもその分だけはもうなくなつて行けない、という場合だけが生活保護法による医療の適用を受け得ることになるわけであります。言葉ではごく簡単ですが、實際の適用の事実については申し上げますと、おそろく提案者がお考えになつておりますケースのはほとんど大部分は、實際において生活保護法の適用外に置かざるを得ない、という結果になるだらうと思つております。

にいたしました。次に承りたいのは、一昨日床次委員からも質問がございましたが、この人工妊娠中絶を行うために要する費用の問題、何人くらいそれを適用するかという問題であります。先般私が尋ねましたところによりますと、約二千人、一件四千円で八百円、しかもその他におきまして出生などが少くなるから、八千円、一億円程度のものが五千万円くらいで済むだろうというお話でありました。提案者におかれましてはもう少し、どのくらいの人数を要するかと、うことをお考えを願いたいのであります。私共は昨年の十二月末現在の生活保護法の適用者を調べたのであります。それがよりますと八百八十四万五千という数であります。この半分が女であつて、その三分の一と四分の一が妊娠が得る段階にある者である。そのうち産院制限でどの程度妊娠しなくて済むものがあるのかというふうな問題につきましてお考えになつたことがあられるかどうかにつきましてお尋ねいたします。

○各府県議員 ただいま御質問になつた生活保護法を受ける者であつて、人工妊娠中絶をしなればならぬような状態におかれる者はどのくらいあるかということについて研究したことがあるかという話であります。が、実ははつきりしたものが出来ません。御承知のように生活保護法を受ける者の中には、いわゆる夫婦関係で暮らす者、あるいは比較的年配な者、あるいは若年者、あるいは子供を持つた方、あるいは老人とかいふのが多くて、率が非常に少いように思はれますのであります。先刻お話し

のように、この前申しましたのは、約二万人くらいはありはせぬか、二万人くらいはあればその中で一億円くらいは金がいればせぬか、しかし一方に出生も減りましたり引けが五、六千万円にやなからうかという計算をその当時したものであります。きちんとした何人というものは、生活保護法適用者の統計が今はつきりいたしておりませんので、これを突きとめることができなかったことをまことに残念に存じております。お答えいたします。

○青柳委員 厚生当局におかれましては、これらの費用を生活保護制度から出すといたしまして、相当お考えになつて、どの程度の金額が必要であるということについて御研究をなさらないければ、生活保護法のほかの制度に支障を来すようなことがあるというおそれもあるものであります。その辺につきましても御見解を承りたいと存じます。

○小山説明員 当局といたしましては、現在の適用人員について一應推定をいたしましたのであります。また、その際の大ざっぱな結論といたしましては、もしも現在の適用者についてだけ考えたといたしますと、助産の件数、子供を産むことに対する保護を行つておられる助産の件数が、年間およそ一万件程度になつております。従ひまして少くともこの程度の数は手配しなければならぬまい、かように考へております。なお一應現在最もこの点から見まして心配しております問題は、ただいまの対策者は先ほど青柳委員からお話のありました通りの人

人が多いのであります。今後失業が逐次増加して参ります。これらの失業者が失業保険による保険料の給付等を受けている期間が低下すると、あるいはその他の道で辛うじて生活をつないでつたものが続かなくなるというふうなことがあるといたしますと、結局最後は生活保護法による保護を受けるを得なくなるわけでありまして、これらの人々は、ほとんど例外なく夫婦のそろつておられる世帯であります。その件数は相当増加するかも知れません。かように考へておられるわけでありまして、現在の適用人員についてだけ必要な費用を概算いたしますと、およそ四千万円程度であります。ただいまの予算におきましては医療費の総額がおよそ三十五億円強であります。それから、まあ金の点から見て、現在の段階においてただちに執行困難になるという心配はないかと思つております。

○青柳委員 ただいまの御返事で今後の見通しについての心配の点、現在の状態そのままで行けば安心の点、両方ともにおわつたのであります。

次に私はどういふ法が出来ることを一般社会は要求しておられるか、よく存じながら、厚生行政とかかり新しい制度との間に、いろいろ矛盾なりわれ／＼の心配があります。その点につきましても少しづつ意見を申し上げ、御当局あるいは提案者の御意見を伺いたいと存じます。

まず第一に、生活保護法は現在国民の生活の最低を保護しておるものであります。ただその基準額が低きに失し、また適用の上よりきを得ず、この点から大いに改正を要する点がある

といふことは、われ／＼厚生委員の方々と同時に痛切に感じておる点であります。しかしながら、あくまでも制度としては生活保護法こそ貧困者を保護するものであります。貧困者に子供が多ければ、貧困の度を加えることは当然でありまして、従ひまして生活保護法による制度をまず／＼厚くして行かなければならぬわけでありまして、家族が多ければ、その家族に対する保護の量を厚くするが生活保護法の趣意であると思ふのであります。厚生行政の行き方は、この生活保護法の行き方こそほんとうのものであり、いふふうな気がしてならぬのであります。私はこの際、生活保護法の整備を望むことが切でありまして、これによつてやがて社会保険制度への導きの大きな要となることを楽しみに待ちたいと思ふのであります。家族が多ければ多いだけ保護の量を増す、これこそ厚生行政の行き方であると思ふのであります。完備した生活保護制度の姿が、そのうちであると思ふのであります。この際こそ生活保護制度を完備すべきであると思ふのであります。そして、それによりまして、その他母子家庭あるいは未亡人の問題解決への一歩前進といふことにも相なるのであります。そういう意味からいたしまして、この新しい法律の十三條の第三号と、生活保護法の立法精神との間に矛盾を感じざるを得ないのであります。が、御当局の御意見を承らしていただくに存じます。

○小山説明員 ただいまの御意見、私も事務をやつております者として、この問題について深刻に悩んでおります。このことをきかめはつきりと御指

摘されたと思つてございまして、私もまづたゞさうに考へております。なお具体的な問題といたしましては生活保護法との関係において、特に私どもが処理に困る問題をひとつ具体的に申し上げたいと思ひます。先ほどお話しがありました通り、現在の生活保護法の適用を受けております世帯には、未亡人の世帯が非常に多いのであります。もしもこの未亡人の人々が何らかの事情によりまして、妊娠をしたというふうな場合には、先ほど申しますなりました條項の適用関係から申しますならば、おそらくこれは当然に厚生手続を実施することについて許可が出るべきケースであると考えております。ところが生活保護法の趣意におきましては、第二條に左に掲げるものに対しては、生活保護法による保護を行わないという規定がありまして、その中に「素行不良な者」というのが掲げられておるのであります。厚生保護法を改正されまして、ただいま問題になつておりまする條項をお入れになる趣旨から見ますれば、私はたゞいま申し上げたようなケースに対しては、やはり生活保護法のような方法による保護が與えられなければならないと思ふのであります。ところが法の適用関係から申しますと、保護をなさないことが出来るというのではなくて、保護をなさないので、これに対しては保護ができないだらうと思ひます。こういつたような具体的な問題について、処置に苦しむことが非常に多いのではなからうかといふことを一つ心配しております。

○青柳委員 次になお私の心配の点を

申し上げます。私は人口問題の解決を
臨胎に求めることは、現在文化國家が
死亡率を減少せよとしておる努力
と矛盾するやうな気がするのでありま
す。しかも貧しい者がだけに犠牲を行
しめることが出来る。もちろん人間生
活の面からみてもありますが、その
点について危懼を持つものでありま
す。が、政府大官はどうお考えになり
ますか。あるいは御當局はどうお考え
になりますか。

○重政府委員 たいだいま私ちよつと
つかりしておりました……

○青柳委員 私が今お尋ねしましたの
は、人口問題の解決を臨胎に求めるの
は、死亡率を減少しようとしておる各
文明國家の努力、日本も文化國家とし
て成立たなくならぬのであります。ま
から、その努力と矛盾するやうな気が
してならぬのであります。また貧乏人
だけ犠牲者たることを許さるゝのであ
ることが、特種的には貧乏な人に氣の毒
なやうな気がするものであります。また
先ほども申し上げましたように、生活
保護法や社会保険制度を完成せしめ
んとする理念に反するやうな気がするの
であります。またこれ先ほど申し上げ
ました厚生行政の行き道、厚生行政
の面から見ると疑問があるものであ
ります。そういう疑問をたくさん持つ
ておるのであります。それらの疑問
間につきましても、何か解決していただ
く面がありますならば承りたいと思つ
ております。

るのではないかとお話をございま
すが、実は私も人工妊娠中絶とい
うのは、なるべく行わずに、予防的に
受胎調節をやりたい、ということを考
えて、またそうでなければならぬと
いうふうにお考えでおります。あるいは
先の方のいわゆる優生結婚相談所にお
きまして、さしあたり適正な受胎調節
をやりたい、というふうにも思つておりま
す。そういうことをやりまして、目
的を達せずに妊娠をしたという場合
に、この人工妊娠中絶が適用されると
いうように考えております。なおこの
点は私どもの考えは少し間違つておる
かも知れませんが、実は貧困者に対し
てのみ人工妊娠中絶をせよ、あるいは
子供を持たぬやうにせよ、というよう
に、開える点があるかも知れません。け
れども、私どもの考えとして提案したの
は、俗に申しますやうに四百四病の中
でも貧乏は苦しいものではない、その
貧乏を妊娠、分娩によつてなおすま
す貧乏にさせる、ということ、これは
まことに本人を苦しめることであるか
ら、幾らかでもそういう方には人工妊
娠中絶をさせて、より深く貧に落ち込
むのを助けてあげたい、というのが、こ
れが社会的義務でなからうか。そう
いたしますと、子供を持つたというの
でなしに、本人並びに配偶者が希望し
た場合にのみ、これを適用するのであ
りますからして、この法は実は貧乏人
に対して冷たいものではない、大い
に同情ある法案をつくらねばならぬと
いうやうな次第でございまして、
○青柳委員 提案者の御趣意のあらと
ころは私にもよくわかるのでありま
す。私も貧乏な方のための熱意を持つ

一人であります。従ひましてそういう
制度が各方面から検討せられまして、
許さるべき事態でありますならば、私
はただちに反手をおあげ賛成いたした
い、という熱意に燃えておるものである
という趣意を申し上げておきます。
法務廳の方がお見えになつておりま
すから、私の先だつて御質問いたしま
したことを繰返して質問いたします。
まず第一に承りたいのは、臨胎罪の成立要
件であります。わかり切つたことをお
尋ねするといふお氣持になられると思
うのであります。が、受胎した直後から
臨胎罪は成立するものであるかどうか
か、審判傳うるところによりまする
と、二月、三月はまだ人間でない。そ
れをおろしても犯罪は構成せぬのであ
る、というやうなうわさが流れておるや
うにも思ふのであります。それらの適
用といふことが、運用といふことが、
實際上の問題についてでもつけようで
あります。が、教えていただきたいと
存じます。

○高橋政府委員 たいだいまの臨胎罪の
成立の時期の問題であります。これ
は妊娠の直後から臨胎罪が成立する
というように考えております。
○青柳委員 ごもつともなわたり切つ
たお答えでありまして、私の質問が非
常に突際的なものであります。私、そうい
う突際的なことは法務廳は許し得ない
のだという御答弁だ、というふうに私は
解釈いたします。
その次に伺いたいのは、臨胎が刑法
上の犯罪である以上、その違法性を阻
却する事由といたしましては、生命と
か身体とかに害がある場合、すなわち
胎児の生命よりもさらに保護すべき

法域の大きい場合、こういう場合が認
め得る場合であると存じます。貧乏と
いうものが違法性を阻却することに相
なりますると、法一般の緊急批判も起
きるのであります。が、理論から見ま
して非常に危険なものと見えてしま
す。貧乏であるために何を許す、かに
を許すといふことは、私は非常に大き
い危険性を持つ大問題であると思つて
あります。私は法律が貧乏人と常ん
でいる者と適用を異にすることは危険
であり、できるだけは避けたいと思つ
て法務廳の御意見を承りたいのであり
ます。
○高橋政府委員 たいだいまのお尋ねの
点は、刑事政策的な問題になると思つ
てあります。が、法律上の理論といた
しましては、かりに優生保護法の方
で、一定の條件の備つた場合に、一
定の手続で人工妊娠中絶ができるとい
うことが規定されれば、それに従
つて人工妊娠中絶をやりますことは、
いわゆる刑法三十五條の、法令による
行爲といふことになりまして、臨胎罪
としての違法性を阻却する。従つて罰
せられないことになるわけでありま
す。従つて優生保護法の方でそういう
規定を設けることは、法律上は可能な
わけでありまして、ただ何と申ししま
しても、人工妊娠中絶といふことは、い
ゆる自然に反することでありまして、
できれば避けたい。いろいろな關係が
ら申してない方がよいことは、これは
もうその通りだと考へるのでありま
す。しかしながら一方におきまして、
現実の必要が非常にある場合、それに
目をつぶつてむりにそういう場合を認
めないといふふうになつております

と、そこにいろいろないわゆるやみ行
爲が出ておりました。その方の弊害も
考へなければならぬと思つてあり
ます。従つてこの刑事政策的な見地か
ら申しましても、この問題につきまし
ては、両面の方が見がございまして、法
務廳といたしましては実は刑事政策上
の見地から、どちらがよいというよう
な結論をまだ申し上げるまでには研究
を續んでおらないのでございまして。
○青柳委員 たいだいまの御答弁、非常
によくわかりました。ただし結論
は、法務廳としてどちらがよいという
結論に達してない、というお話であり
ました。次に私は先ほども提案者の方
からお話がありまして、何とかこうい
う方向の法律をつくりたいという氣持
から、最後にもう一つだけ伺つて、
ただだいたいの思ひであります。それ
は最近の社會の模様を見ますと、産
児制限も相當廣く行き渡りつつありま
す。またかかる法律が用ゐられて妊娠中
絶も行われるやうになりますと、今
後は相當人間の数が減つて行く。もち
ろんそれをねらつておるのでありま
す。減り過ぎてしまつて、將來の日本
の人口を老衰に陥れてしまふやうな
おそれがあるまいかといふことも、一
点聞きたいのであります。
さらにもう一つは、提案者の意圖を
くみまして、たとえば人口問題の研究
におきまして、今後の日本の人口を考
へた際に、一つの家庭では二人ある、
は三人程度持つてもらなければいけ
ない、という結論が出ておりました。そ
れ以上はなくてもいいのだ、しかも貧
富の差をつけなくて、そういうふうな
考え方が、何か研究があるやうな氣が
いたすのであります。研究の結果がで

存じのこゝとくこの儒生保護法の問題につきましては、相対審議も重ねられまして、質疑いたされたのこゝざいさす。大体において反對御意見の方の御指摘の点は、お互ひに御同感であり、私もこれを了いたしました。要するところ、この線に持つて行かなければならない、ということとははつきりいたしておるのでありますし、今日日本の置かれております客観情勢より見ましても、これは私は大切な文化立法であると思ふのであります。危惧を抱かれ

してとつくりだされておりました。従ひまして、私はこの法案に反対するものでして、私は絶対にありません。かかる方向の法律ができることを私また望むのもであります。しかしながら私の危惧は非費算に大きい危惧であります。私はあしたでもいい、あさつてもいい、腕いアでこの委員会を開かれまして、でき得る限りすみやかな解決を得たいと存するのであります、この際ここで今停戦を決するのは早きに失すると存じます。

○前田委員 私は堤委員の議事進行の

一、たか／＼千円か二千円もおれば山
絶の手術が行われるのである。これを
やみですれば五千円も八千円もとらわ
れて、貧困者の家庭ではそういう費用
出ないで、依然として非常に不衛生
な、それこそ母体に大きな病を興え
ような方法で、しかも秘蔵裡にやつ
おるのであつて、その方がもとと違
すべき状態である。こういふような
者の立場からのお話も聞いておる際
もございますから、現在青柳委員が

を説けて行つてもさしつかえないと思はれております。幸いに会期も延期さうのであります。幸いに会期も延期されてまだ三日ありますので、大きい問題につきまして、これは結論だけでよいと思ひますから、私はやはり本日おきめにならないでも、その間にきめておきめられないことはないと思うのであります。

○松永委員長代理　いかがでございますしやう。ただいま委員から質疑打切り、採決の動議がありまして、これに

○田代委員 これは参議院の方でも、原に慎重を重ねて御審議をなされまして、可決されたのであります。そしてまた、ここでも非常に熱心に、微に入り細に入りなされたのであります。どうも平落ちはないように思いますので、どうしても提委員の御提案のように、どうして行つていただきたいことをお願いいたします。

○提委員 重ねて青柳委員にお尋ねいたします。青柳委員の御指摘になつて

おります。私は、私たちがこれを認めるにやぶさかではございません。同じ見方あります。しかし私たちは二段への処置をこの委員会でもつてもよいのではないかと。つぎを提案したいのであります。つぎまでは残りの二日に、青柳委員の御指摘の二の大きな問題に対して、最後の断がせるかどうか。私は下せないと思いますが、青柳委員の常識においては、二日、三日の間においてこの断がせるとお思ひですか、どうですか。

○青柳委員　私の申し上げた点は、私は學者ではないのでありますから、結論さえはつきりすれば學者の言うことを信じます。従いまして早く済む場合が十分あり得ると思います。

○委員 とうすると青柳委員は、樹威者を変えて公聴会のようなものを開いて、できるならばこの会期の終りまでに十分手を盡して、そうしてこれにより結論を出して持つて行きたい、こういう御意見でございませうか。

○青柳委員 私は公聴会のことまで申し上げておるのじやありません。權威のある學者に来ていただきまして、その結論を承れば十分なのであります。

出意においても相当重視いたしました。こゝで、多分明日党の公報で発表して、本問題に対する政務調査会の意見をまとめるので、修正すべき点を修正したいといふことの実は話し合いがあるのであります。そういう点をさらに慎重を期したいというのが民権自由党の意見ではなからうか。青柳委員の御意見もこれを代表されるもののように考えるのであります。が、どうでしょう。

○堤委員　ただいま委員長のおつしや

いましたことは、委員長としての御容弁
 としてはふさわしくないと申します。
 それから私がぐれなくも申しましたよ
 うに、私は青柳委員にお願いしたた
 いと思いますが、さしずめ今菊田さん
 がおつしやつたように、窮迫するこ
 ろの、子供を生みたくないところの貧
 困者があるということを頭の中に御認
 識いただきまして、よりよきものの誕
 生は私たちの手によつて次の國會にま
 た幾らでも出し得るのでありますか
 ら、なるべく修正してよいものにし

て、これを決議するということの勢力を私は青柳委員としても惜しみなさるとは思いませんが、ひとつその点御努力願いたいと思います。

○青柳委員　ただいま御質問の点は、

私も同様であります。

○田代委員　今ほどの委員長の御発言は、私たちにはなはだ納得が行かないのであります。民主自由党の代議士会を開いて、それによつて決定するまでの厚生委員会の決定を延ばすとか

いう御趣旨のように承りましたが、厚生委員会は民主自由党の厚生委員会でもなければ、また共産党の厚生委員会でもないであります。ここにおきまして衆目の見るところ村瀬が罷された

ということになれば、政党内のいかに聞せず、結論を出すべき義務がある。また責任があるのではありません。そういう立場からわれわれは審議したておるのであります。委員長的那种いふ危言は、はなはだ私は不謹慎ではないかと考えます。なお提委員の申されたい通りの提案を御採決になるように要請いたします。

青柳委員 私は委員長の言明を、こ

う、とつたのであります。民主自由党と

いたしましては、現在におきましてこれについてなお慎重を要するものがある。こう考えておるのであります。従いまして慎重にこの結論を早く見出したい。本日さめることについては反対であるという意向のように私はとりま

した。

○松永委員長代理 今田代委員から、公選委員長の発言は不謹慎であるとおしかりを受けましたが、私の申し上げたのは、背刺委員の意向はそういう点にあるのじやないかということを推察し

て申し上げたのでありまして、この問題をきよう何が何でも採決をしなければならぬということはない。まだ公明が三日もあるのでありますから、よく衆知を集めて、より慎重にしようとする。

形の進み方には私はなほだ好感を持ち、さよう進みたい、がように考へております。

田代委員 これは厚生委員会との審議に参加いたしております全委員の方が、今思ふのであります、が、今定められたと思うのであります、

員長の御発言と、それから國立病院特別会計にするという問題、あるいは健康保険の問題の審議ということにたりましては、共產党、社会党にお

い。また十分に質問もいたしたいと
うことをしば／＼要望したしたにも
かわらず、それほど重要な法案の審
にあたりましては、強引にすぐ結論

のでありますが、本案にのみ、まだ間があるから十分やれ、民主自由党憲見を十分聞かなければならないということは、はなはだわれ／＼は納得行かないのであります。そういう態度出すというところまで持って行かれるのであります。

方法がとられまじらば、われ／＼

は國民に対してどういふ責任を負うべきか。私は堤委員の提案の採決をせむとつていただきましたということ要望いたしました。

○松谷委員　私は青柳委員にちよつとおおね申し上げたいですが、先はどうか青柳委員が疑念をお持ちになつておられる重要な点が三點あつたと拜聴いたしました。いわゆる生活保護法第二條と矛盾の問題、あるいはまた法務廳の見解の問題、あるいはまた人口問題、どういふ問題に対して二つの疑義を

持つということはあるいはまたその問題に對する解決を十分持たなければならぬということとは、民自党の方ならずともこれは國民全体がひとしくやばい觀念を持ち、そうしてその問題を一

ますのが私なのであります。結論として、ましては、でき得るだけ早く結果を得たいのであります。決して骨抜き案を考へているのではありません。いろいろな難点を解決してのいい案が、できるだけすみやかにできあがることを私は望んでおるのであります。引延し云々というのではなく、いたずらに初めから結論を求めるといふことを考へるべきではなく、でき得る限り、まだあるべきであるのでありますから、納得が行つてから、解決したい。もちろん改訂する場合もありましょう。私は骨抜きにしように思つておるものではございません。またできるだけ慎重な審議をいたしたいという存念に燃えておるものであります。それだけを申し上

○**菊田委員** 私はできるだけ慎重な
議ということ是非常に賛成でござい
して、その意味でひとつ私は、ここ
厚生委員会の慣例としてはほんとうの
重なる審議をしたい、という欲望が強
場合には、いつでも今回のような処
場とり得るということをこの委員会
慣例として認められた上で、この問
は会期のうちに解決を見出す。必ず
会期のうちに採決まで行くという條
と、それから今後の審議にあたつ
は十分に得心の行くまではかの場
にも、これは民自党に限らず、共
党でも、社会党でも、労働党でも
、という態度で審議をやつていただく
いうことは非常に賛成なので、こう
う二つの條件をつけた上で、私は本
期中に必ず上げる、結論を見出す、
ういうことでございましたならば、
よろ採決をしないということについ

○提委員　これは非常に淋しい前になつております。私は厚生委員として、ましてや、この國會中に決をとつて、なしてやほりさしめの人を救つて行く、というやうな手が打てなかつたならば、これは厚生委員でありての常識を疑ひますから、たとえば戰爭中に入人を救ひます場合にも、民主自由黨の方々へも、強調されましたように、言つていても始まらないことはあとまわしにして、さしずめの手を打つて行つて、二段階さしずめの手ではないかとおつしやつたのでございます。こういう考えのもに、どうか民自党にお筋になりましますならば、さしずめ窮乏せるところの困者を救うという手を打つて、そうして、この問題を検討してさらによ

ものを生んで行く」といふお氣持でも、お傳へ願つて、松谷委員が指摘されましたように、民自党がこれを流さんしているといふやうなうわさが実現しませんように、ひとつ民自党の方々、式にお願いしておきたいと思ひます。

○田代委員 本問題はいとも質問者もくなくつております。本委員会におきまして何をまだ明日、明後日まで延ばされるか、私は運営上理解ができないであります。まだ質問の通告があり、また委員の方がどういふ点について質問したいといふ御要望があれば別ですが、御承知の通り全部の方が質疑されております。もはや結論を下せるやうになつております。何ゆゑにこゝろを延ばされるか、私たちはそゝういふ点では明らかにこの委員会の構成を、つきり理解しているわけでありまして、その点せひとも本日これに対して結

○青柳委員　私は本委員会の韓國のために、人口問題の權威を呼んでいただくに、意見を書くことを保留しておきます。

○松谷委員　ただいまの青柳委員の御意見による参考人と呼んで人口問題に対する意見を伺うことになるというのには、さすがに、ただ政府委員に出てもらつて人口問題の研究所の方に意見を聞くといふことをなされば、それで納得行くといふふうに解釈してよろしいのでございませうが。それが委員会としても、金期中、御承知の通りあと二、三日間にそれが通りますして、そうして解いて行けるという見通しが委員長にして

○松永委員長代理 私へのお尋ねでありますが、私は先ほど刈田君の御心になりましたのと反対に、人口問題も考えましてこの程度のものではまなまぬるい、もつと拡大強化した大なものに修正したいというのが私個人の意見です。私は委員長代理になつていますが、委員長がおられたら私の見も申し上げる予定でございましたが、ちやうどおられませんので、そこへつて行くのに精神的意味の上からなるべく貧困者だから子供を産まなるともいいたいような感じを持たせたいように、もしそういふ感じを持つてば、その原因を経済的事情、あるいは敗戦の事情からそういうことについて、食糧とか経済が主で人間が従つて、人間は要らぬという解釈を持すということも芳ばしくありません。

いさことであり、また経済的事情のみによりまして妊娠調節をやる、人口問題の処理をするという考え方は全体主義的なイデオロギーでありまして、われ／＼はナチスの思想をとることに反対である。いろ／＼な意味からいふと大幅のもつてこれを持つて行きなすといふ考え方もつて個人的に述べておきます。この修正の幅を縮める、骨抜きにするという意味でございませんで、もつと大幅のものにしたい、そんなにいい句句を皆さんにも生み出して

○松谷委員　ただいまの委員長のお話にも大分各委員とも意見があるようございまして、なおこれは先ほど御委員が提案されましたあらゆる法案慎重審議を期すというのが国会の権のために絶対必要である、これはどの委員も異議なからうと思う。この法会にのみに限らず、今後ともこの委員会に限りましてやろうじやないかというが一つ、そうして但しこれを今会中に決定することという条件を付したでございまして、本日はこの程度に、あとは継続なりあるいは次会についでいただきたいと思います。

○横委員　私は誤解がないように申上げておきます。ただいま委員長が人の意見としてお吐きになった、よ

問題には大分議論があるのであり、
十三條の三に盛られておりま
す。案文は、われ／＼としたして
る大いに修正を加へ、また各方面の権
者を呼んで、現に數人子供を産ん
でゐる人が、さらに妊娠するというよう
漠然たることでなしに、もつとはつ
りした案文をつくる必要があるよう
私たちも考えておるのであります
もしここに人々問題の權威者を呼び
して、それらの人々の今までの研究
結果を發表していただき、そうして

れわれがそれらによつて結論を得る
とができ得ますならば、今回の会
中にこの問題を解決するということ
は絶対に必要であるとか、やうに私は
考えるのであります。しかしながらこ
の問題を一日も早く決定するといふこ
問題は、われ／＼といたしましても必要
は、あることを痛感いたすものでござい
ます。もし結論を得るに至らず、こ
大切な三日間をこの問題の解決の
ために努力を拂ひまして、結論を得る
に至らなかつたならば、次の機会に臨
むといふこともでき得るのでありま
す。で、與えられた三日間を有効に、
分はこの問題の審議に費すといふこ
はわれ／＼も努めなければならぬとい
ふように考えるのであります。

○松永委員長代理 それではいろいろ
御議論もございますから、田代委員

おつしやる通り、厚生委員会の委員のおおしやるお氣持をはつきりさせる意味において、この問題を本日質問を打切るか打切らないかというところについての動議の採決をいたします。青柳委員の動議、当議案は慎重審議を要するので、まだ会期も三日も残しておりますからこれを施行するという動議に御賛成の方の御起立を願います。

贊成者起立

○松永委員長代理 起立多数。ついで堤委員の、審議は本日をもつて打切り、ただちに討論採決に入るべしという動議に御賛成の方の御起立を願います。

〔贊成者起立〕

○松永委員長代理　起立多数。それでは青野君の動議である審議継続ということに決します。できるだけ早くこの問題に対して審議を続行したいと存じます。なおそれ以前に私個人の考えとして、これは党派問題ではございません。懇談会をつくる機会を急遽にしたいと存じます。どうぞ御了承願います。

○松永委員長代理 次に請願日程の審査に入りませう。まずお諮りいたします。日曜第七、第八及び第二〇、遊藝場設置対策に関する請願文書表第一六九六号、第一七一一号及び第一七二四号及び日曜第一一、身体障害者の保護に関する請願、文書表第一七二五号の各請願は、先般当委員会において会議に付するを要しないものと議決した請願と同一趣旨でございますので、今回も同様の決定をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○松永委員長代理 御異議がなければさよう決定いたします。

○松永委員長代理 次へ便宜上日程第
六、國立療養所増床に関する請願、文
書表第一六八六号、日程第九、國立富士
病院及び國立善通寺病院の増営に関す
る請願、文書表第一七二三号、日程第
十四、東京同愛記念病院再建に関する
請願、文書表第一七九八号、日程第一
六、療養調査に関する請願、文書表第
一八一八号、以上を一括議題といたし
ます。御発言はございませんか。――

それでは採決いたします。以上の各
諸願はいずれも会議に付するを要する
ものとし、採択の上内閣に送付すべき
ものと議決するに御異議ありません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○松永委員長代理　御異議がなければ、そのように決定いたします。

○松永委員長代理　次に日程第二、
都市清掃事業に関する請願、文書表第
一七五三号を議題といたします。御発
言はございませんか。――御発言がな
ければ、ついで採決いたします。本請
願は金議に付するを要するものとし、
採決の上内閣に送付すべきものと議決
するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○松永委員長代理 御異議がなければ、そのように決定いたします。

松永委員長代理　次に日程第一三、
あの輸入に関する諸願、文書表第一七
六号を議題といたします。御発言は
ございませんか。――御発言がなけれ
ば本諸願は会議に付するを要するも
とし、採扱の上内閣に送付すべきも

のと議決するに御異議ございませうか。

「異讀なし」と呼ぶ者あり

○松永委員長代理　それではさう決
定いたします。

○松永委員長代題　次に日程第一五、
薩南地区を國立公園に指定の請願、文
書表第一八〇六号を議題といたします。
す。御発言ございませんか。――御発
言がなければ、前同僚探検の上、内閣
に送付すべきものと議決するに御異議
ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○松永委員長代理、御異議がなければ、そのように決定いたします。

○松永委員長代理 この際、大阪厚生
 会館の患者退院事件に関しまして、田代
 委員より発言を求められております。
 これを許します。田代委員。

（日下）これは前委員会におきまして、私が緊急質問いたし、東医務局長から一應の答弁を得たのでありますが、まだ十分納得できないのであります。その後時間の経過とともに、厚生局局員といたしましてもしかるべく手をつたれたことと存するのであります。が、それらの点について質問をいたします。

本事件は、この前も私が質問申し上げましたが、大阪の厚生園におきまして、患者に配給する配給米を病院長あるいは事務長などが不正をやり、また、物資などの不正をやつた事件であります。これは新聞にも書き上げられましたように現在発覚されて、病院長、相澤事務長なんか逮捕されておような不祥事を起しておるのであります。この際、この問題は大阪厚生

八

病院に起つた單なる問題のように解明される向きがあるのであります。が、事はそうではなくて、現在の厚生行政、あるいは厚生関係におきましては、これらの不正事件がひんばんとして起つておるものであります。先日私は本会議で、おまじに触れただけでも、京都府議におけるジフテリア問題なんか、單なる部分的な問題ではなくて、現在の厚生行政あるいは官僚機構の全面的な官紀の弛緩、あるいは一部の官僚の腐敗墮落、要者等と結託をしておるか、あるいはまた地方のボスと結託して非常に不明朗なことが行われておるというような、そういう官紀の弛緩が根本になつておるのであります。これは單に大阪の問題ではなくして、最近の新聞によりますと、東京都内におきましても、こういう厚生関係の役人なんか、不正事件をやつておるといふようなことが出ておりました。國民の税金によつて出されました貴重な金を、世の中で最も生活が貧困をきつめておるのと、あるいは最も同情されておるのと、あるいは最も同情され、社会保障をされねばならぬという弱い方々を助けるために使わなければならない、ひびんぼんとして起るといふことは、断じてわれ／＼としては許す可くないのであります。そういう全体的な大きな観点から厚生大臣、あるいは次官等その他當局者の御答弁をお願いしたいのであります。

第一番に、全体的にララ物資が、こういう厚生省関係なんかに相当入つておりました、今回の大阪の問題におきましても、ララ物資を不正に病院長あるいは事務長などが取得したという上

うなことがあるのでございしますが、このララ物資の配給方法は、厚生当局は、どういふふうな形でなしておられませんか。その全体の收支明細に關して御説明を願いたいということが基本であります。それから大阪の厚生園に對しましては、ララ物資がどういふ形で流れ、形をとつて、その不正の内容は、どういふ形をとつておるかという点の御説明を願ひまして、引続き今度の大阪の厚生園におきますこの患者の強制退院の問題は、病院長あるいはこの病院の幹部諸君の不正に端を発しての病院長、從つてこの前も医務局長は自分たちは一應調査した。そうして調査をして患者が、こういう不正事件を起したもので、命令退院をさせるのは當然であるといふふうに自分たちは認めたといふような御答弁でありましたが、そのの後、私は實際に大阪の厚生病院の患者諸君から詳細な調査をいたしましたのであります。ところがこれは医務局長の御答弁と非常に食い違つております。そういうところによつて質問をしますが、とりあへずララ物資の今私が申し上げましたような關係について、御当局の御説明をお願いいたします。

○東關政府委員　ララ物資の配給の方法、收支等全般の問題といたしましては、これは私の所管ではございまして、これは私の所管ではございせんので、全般の答えをいたしかねますが、厚生園のみに限らず、私どもの所管いたしております療養所等にララ物資の配給せられます場合におきましては、それら受拂簿を正確にいたしておりまして、そうしてその收支を明らかにして、その明細を府縣に報告することになつております。

○田代委員　その明細は、三十分

○東(龍)政府委員 この前、次長からお答えをいたしました中に、退所の処置をとつた理由があげられておつたのでありますが、要するに、療養所内の秩序を維持するとか、あるいは患者の療養に關しての方針を定めるというふうな事情は、すべて所長の双肩にかかつてゐることです。ただいまのお話によりますと、マイクの使用ということは大した問題ではない、それがために何も退所を命ずるほどのことは無いではないか、しかもそれは自分たちの痛いところをつかれることを回避するためにやつたことではないかという御判断のようでありますが、私は、本人がどういふ気持ちでやつたのか、そうでなかつたとも、そうであつたとも、お答えはいたしかねるのであります。しかし事情は、マイクの放電があつたから不正の事件が暴露せられるとか、あるいはなかつたから暴露せられないというふうなことではないと思ひます。とにかくその理由のいかんは別といたしまして、一應マイクの使用を禁止するといふことがきめられたあとで、それをいって使つた、しかもその場合に、無断で使つたというだけでは、この行動から、結局所長として、これは所内の秩序を維持することとできないという判断を下さなければならぬという事情になつたものと存するのであります。このことについてわれわれの調査が一方的であるという御意見もこうなつておりますが、なるほど所長その他の側に立つての見方に相違ございません。しかしながら、また患者の方から言われることも、やはり患者の側から見られた一方

的のお考えだと思つたのであります。おそろく眞理は中間にあるのではないかと想像いたしておりました。ただし、その時々の所長が、退所したてのころの所の秩序維持のために最良の方法であると思つていたことであると思ひますが、それが実際に行なはれたのは、すでにその所長が所を去つて、所長の職を代理する者が、やはりその所長のつた処置を正解であると信じて行つたことでありまして、最初の所長の命令の意図が何であつたかはわかりませんが、実際の退所の処分をいたした後の違つた人の意図とは同じでないことは明らかであります。従つて新しく所長の職をとつておる人が、やはり退所せしむべしという判断のもとに行はれたことでありまして、私どもとしてはその処置の報告を受けてこれを是認したわけであり

○田代委員 最後に結論的に御質問いたしますが、その次に、タバコをのんだ、あるいは酒を飲んだ、無断外出をした、そして所内の秩序を乱して入寮禁止の部屋に入つて、暴力を振つてマイクを使用したの退所せしめたといふことがその理由であります。私どもの調査によりますと、入寮禁止の部屋といふのはマイク室をさすと思はれるが、今申しましたように、これは事件後に入寮を禁止されたのであつて、実はその室には菓子屋さんが宿泊しておつて、自由に出入りをしてゐる。入寮禁止の部屋でも何でもない。また暴力をもつてと理由書に言われておるけれども、その暴力とは大体どういふことか。実際に結核患者で暴力を振つたことが出来る余地もなければ、ま

たさういふ力もないのであります。実際にいへば、従業員の方こそ暴力をもつて患者を引きずり出したというように、私の調査では出ております。この点は、私の調査でもありまして、○東(龍)政府委員 大寮を禁じてあつた部屋といふのは、おそろく放電室であらうと思ひます。私の方では、その部屋が入室を禁止してあるような事情でなかつたといふことは承知いたしておりますが、ただいまの御調査の結果を伺ひまして、なおこの点を明らかにしたいと存じます。暴力を振つた具体的事実云々といふことでは、私どもの報告得にも、いかなる行動を實際に行つたかという詳細なことは載つておりませんが、私が聞きました記憶にもいへないが、私が聞けば、何か人体以外にほかの物をものつて、その場に立ち会はれた者は、それによつて危害を加へられると考へたやうな状態であつたといふことを聞いてゐるのであります。たゞいま田代委員からお聞きいたしました事情をもとといたしまして、なお一應よく調べてお答えいたしたいと存じます。

○田代委員 その次に、強制退所させるときに警察を動員したという事実は私どもには知らない、三名の退所後には通所を処置をとつた、三名がおるため何百人もいる患者諸君が迷惑であるから退所せしめたといふやうなことが退所理由としてございまして、私が退所の調査によりますと、警察が動員されたことは明らかな事案でありまして、○東(龍)政府委員 第一の警察官を動かさうと、これは私どもでありまして、お答え申し上げます。これは私どもでありまして、少くとも私どもがこちらの指令で

警察官を動かしてらつて強制退院させよう、さういふことをいたしたのでないことは明白に申し上げておきます。それから患者の処置につきましては、なるほど私どもの方の規定によりますと、ある療養所で退所を命ぜられたというやうな人は、その他の療養所においてもおそろくやはり同じやうな理由でさういふ不幸の結果になるやうなことも予想されるわけでありまして、これは他の療養所もそのまゝ受け入れられないのは當然であります。しかしながらこの患者は、私が聞いておりますところでは、もと／＼その第二の療養所からこの厚生園の方へ移つて來られた方でありまして、もとの療養所におきましてそれを引受けることに對しては異議がなく、少くとも最近ではそれは円満に解決して正規に入所しておられると私は信じております。それから他の二人についても、病状が相当重いのにして退院したといふことと、他の患者の大多数の方がこの処置に對して遺憾の意を表しておられるといふことではあります。私どもも患者の署名のありました陳情書は受取つております。陳情書には仰せの通り多数の方の署名が中に入つておりますが、しかしながら私はこれだけの陳情書がありましたから私どものつた処置が全然間違つておつたのだといふやうな御判断に對しては、遺憾ながら私は納得いたしかねるのでございまして、この点につきまして患者諸君のお氣持がどういふやうであるかという事情は、今度参ります療養課長におきまして十分これを調査いたしておると思ひます。

○松永委員代理 ちよつと田代委員に申し上げますが、突はこの部屋を正一時から他の委員会が使うことになつておりますので、意見だけ簡単にお願いいたします。

○田代委員 なお四月二十八日の午後七時ごろ、山本副院長を先頭に約百名近い従員が動員されて、そうして三名の都廳にきて、強制退所をせしむるという理由で、ぐむを言わさず荷づりをするとか、あるいは三名の重証患者を手取り足取りして退所させた。特にこの三名のうち一名の患者の部屋におきましては、ドアをたたき破つて入り、また裏から窓をはずして進入し、そうして寝ている患者を引きずり起し、窓から突き落とす。そして胸ぐらをつかんでひっぱり出して、時間が遅いから待つてくれというのを聞かすして自動車に押し込んだというのをこの患者さんが報告しております。そうしてこの騒ぎの中で、非常に安静を乱されましたこれに關係のない患者が、この山本副院長に、どうか静かにするようにとりかはらつてくれというように申されたにもかかわらず、副院長はそれを拒否した。ためにこの患者さんは翌日死亡いたしました。こういう点を考えますと、患者としての立場を無視して患者に多大の迷惑をかけておる山本副院長こそが、まづたぐ人権を尊重するつてゐるのじやないかというところが言えるのであります。全体のこの患者あるいは付添、あるいは外部の部と三つをいふような人たちが、この事件に關しましては非常に憤慨しておるものであります。その当日従員は突は酒を飲んだりしてゐる。あるいは看護婦

は当直をしてゐる、まづたぐ所内の秩序は乱されておつたというやうな実情であるということが、私たちの調査では出てゐるのであります。命令退院が大体不当であるという考え方から、患者会は大坂地方裁判所に訴えまして、その第一回の公判が四月二十三日に行われたのであります。患者会におきましてはそれによつて黒白がはつきりついたら、その上で善処したいというやうな譲歩的な意向であり、第二回公判が五月の中頃にあり、第三回公判が五月二十八日にあり、第四回公判が四月二十八日にあり、第五回は人道上から申し立てても、また社会の保障、あるいは道徳的な観点から申しましても、私たちは断じてこれは納得できないのであります。医療局長のお話では自分の部下を信頼する、それはもつとものものであります。ぜひとも信頼していただかなければならぬ、と信じてゐる、こういうやうな事態が起つておることに對しまして、これを信頼されるというものは、はなはだ不可解なことになつて來るのであります。従ひましてこういうことが起れば、当然厚生當局といたしましては直接に行つて、自分みづからでも行つてこれを詳細に調査されて、ただ一方的に院長なりあるいは医療局長というやうな人たちの意見ではなくて、なぜ患者側の、むしろそれに當面しておつた人々からの客観的な冷静な判断なるものを聞かれなかつたか。御答弁によりますと、最もわれわれが同情しなければならぬ患者側の調査、患者をいかに救わなければならぬかという立場から解決策がとられてゐるようには見えな

いのであります。突はもうすでに先ほどお話がありましたように、当日は出張所長の藤原九郎という人もそれに付つてゐるのであります。そうしてこれは厚生省の出張の長でありまして、端的な責任者であります。それが副院長と一緒に所に行きながら、それを傍観しておつて、そうして何らの手も打つてないというやうな点は、いかに一方的に不正が行われてゐるかというのを私たちは言わざるを得ないのであります。私はこういう点に對しまして、厚生當局としてはどういう責任をとらんとしておられるか、またこのやうな点に對しまして、どういふやうな処置をなさるつもりかということをお尋ねいたします。

○東郷政府委員 ただいまお述べになりましたやうな事情は、全部そのまゝ事実そのものであるにもかかわらず、なお私がその処置を是認しておる、というのであるならば、これははなはだ不可解なことだと存じます。しかしながら私も必ずしもさういふ人権蹂躪と断定されるやうな行動があつたとは思いません。なるほどその退所の現状は、遺憾ながら静かに何らの騒ぎもなでなかつたのであります。ただいまのお話を拝聴いたしますと、すべてそれは所側のみの非であるかのごとくおられるのであります。この点については意見にわたると思ひますので、私も言葉を差控えますが、私もといひましては、その際に許される限度内において行われた強制退所ということと

これを一方的なやり方だという立場であるならば、もはや何も申すことはないものであります。私どももいたしまして、その事情は十分にわかむやうに努力はいたして参つたつもりでありまして、もしその事情の中に人権蹂躪というやうなことがありましたならば、これはこの前も申し上げました、私どももいたしましては、いかなる責任をもとる覚悟でございます。それから今御指摘の、出張所長がおりますが、これは私の知つてゐる限りにおきましては、出張所長は現地に参つていないと存じております。従つて院長、副院長を制止するとか、あるいはまたそれに対して適當な指示を與えるというこれはいたさなかつたと思ひますが、本人は現地には参つていない、さうして承知いたしておるのであります。編輯的に申し上げまして、かような事件が警察所でも起りますこと、私としてはまことに遺憾でもあり、またまことにつらいのであります。もとく結核の療養のために多数の人々を預かつておりながら、かような事件の起きますことは、これは何としても私としてはあきらめかねることなのであります。このことにつきましては、過去二年半以上、何回となく苦しい立場に立つておるのであります。従つて今回の問題につきましても、これを円満に解決しなければならぬというところは、當時から考へておりました。しかしながら私自身が現地に参りまして、一々の指揮をして、それを解決するといふことが、あるいはそれが最も良の方法であるかもしれませんが、私ども一つで全国の療養所も多数

に持つておりますし、その他の用務も持つておりますので、そう一々参るわけにも参りません。しかしながらこの途中におきましては、一度大坂に参りました。そうして當時はちやうどラヂオの事件もやや解決に近づいたときでありまして、その問題までのは、自分で調査もいたしまして、あるいは処理もいたして参つたのであります。従つて今回は私のかわり、と申すよりも、むしろこういふやうな問題につきましては、私よりも長い間の療養所運営についての経験のある私の方の尾村療養所長を出張いたさせまして、私みづから私の考え、方針等を十分に授けて、そうして現地の事情を今一度徹底的の調査をいたすつもりでおりますから、さうして御了承願ひます。

○田代委員 本会議も始まつておりますし、一應この点は打切つておきまして、次の機会に総合的な質問をさせていただきます。ただいまと思ひます。

○松永委員代理 なおこの際松永委員から東郷局長に簡単に質問のお申出がございまして、これを許します。

○松永委員 本日本委員会においてすでに採決されました「國立立憲主義」院運営に關する点にも關連いたしておるのでございまして、先づこの國會を通過いたしました國立立憲院特別会計制の問題を審議いたしました際、私どもは全員これが國立立憲院の設立に對する第一歩ではないのであるといふことを十分意見を述べ、また當局もそれを了承されたと思ひました。その上でございまして、この國立立憲院におきまして、この法案がまだ國會を通過いたしませんその時期において

これに對しては、いかなる責任をもとる覚悟でございます。それから今御指摘の、出張所長がおりますが、これは私の知つてゐる限りにおきましては、出張所長は現地に参つていないと存じております。従つて院長、副院長を制止するとか、あるいはまたそれに対して適當な指示を與えるというこれはいたさなかつたと思ひますが、本人は現地には参つていない、さうして承知いたしておるのであります。編輯的に申し上げまして、かような事件が警察所でも起りますこと、私としてはまことに遺憾でもあり、またまことにつらいのであります。もとく結核の療養のために多数の人々を預かつておりながら、かような事件の起きますことは、これは何としても私としてはあきらめかねることなのであります。このことにつきましては、過去二年半以上、何回となく苦しい立場に立つておるのであります。従つて今回の問題につきましても、これを円満に解決しなければならぬというところは、當時から考へておりました。しかしながら私自身が現地に参りまして、一々の指揮をして、それを解決するといふことが、あるいはそれが最も良の方法であるかもしれませんが、私ども一つで全国の療養所も多数

に持つておりますし、その他の用務も持つておりますので、そう一々参るわけにも参りません。しかしながらこの途中におきましては、一度大坂に参りました。そうして當時はちやうどラヂオの事件もやや解決に近づいたときでありまして、その問題までのは、自分で調査もいたしまして、あるいは処理もいたして参つたのであります。従つて今回は私のかわり、と申すよりも、むしろこういふやうな問題につきましては、私よりも長い間の療養所運営についての経験のある私の方の尾村療養所長を出張いたさせまして、私みづから私の考え、方針等を十分に授けて、そうして現地の事情を今一度徹底的の調査をいたすつもりでおりますから、さうして御了承願ひます。

○田代委員 本会議も始まつておりますし、一應この点は打切つておきまして、次の機会に総合的な質問をさせていただきます。ただいまと思ひます。

○松永委員代理 なおこの際松永委員から東郷局長に簡単に質問のお申出がございまして、これを許します。

○松永委員 本日本委員会においてすでに採決されました「國立立憲主義」院運営に關する点にも關連いたしておるのでございまして、先づこの國會を通過いたしました國立立憲院特別会計制の問題を審議いたしました際、私どもは全員これが國立立憲院の設立に對する第一歩ではないのであるといふことを十分意見を述べ、また當局もそれを了承されたと思ひました。その上でございまして、この國立立憲院におきまして、この法案がまだ國會を通過いたしませんその時期において

すでに国立病院が独立採算制になるのであるといふ院長の誤解から、すでに病室の入れかえなどが始められようとする計画を立てられた。これは東局長などは十分御承知でありになるだろうと考えます。奉前に厚生省のごあつせんもあつたと聞いておりますが、この問題は無事に解決を見たようではあります。この富士病院に現われましただ一つの危険性を私どもは厚生委員会でも再三当局にもたし、われわれもこの危険を何とか防がなければならぬと考へておつたのでございます。その矢先具体的な例がここに示されて参りましたので、これはひとりこの病院だけにとどまらずして、また他にもこゝうした十分な法の解釈というものがなし得られない場合があるのではないかと懸念いたしますので、これを機会にひとつ医務局長から全国の国立病院にあてまして通達を出していただきたい。少くとも今回の国立病院特別会計制は、独立採算制への第一歩ではないのであるといふ、その法の解釈の点につきまして、通達を發していただきたいと思ひますが、局長はいかがお考へでありますか。

○東(龍)政府委員 お答えいたします。実は特別会計制の話が世の中に廣まりましたために、施設によりましては、多少早まつた計画を立てたところのあることは私も聞き及んでおります。それで昨日並びに一昨日の二日間、全国の国立病院院長全部を招集いたしました。いろいろ議題はございしましたが、特に特別会計制——と申しませんが、目下参議院で審議中ではあります。これが実施せられるという仮

定のもとに病院長といつたしまして、今回の国立病院特別会計制というものをどういふぐあいに解釈せらるべきかといふことについて、十分懇篤な指示をいたしました。そうしてただいま仰せの通り、独立採算制にあらざるものであり、また將來においてもわれわれは独立採算制への第一歩として考へてゐるのではない。これは本質的に独立採算制ならざる特別会計である。従つてこの国立病院の使命の達成に支障のあるようなことまでして収入をあげるといふような考へは全然拂拭してもらいたいといふこと、その他両院におきますこの特別会計法案の審議中に、いろいろと予想される危険、危惧等についての御発言等をも十分参酌いたしまして、院長には間違ひなく申したつもりでございます。従つて私たちがいたしましたのは、今通達等の必要は實際にはないと思つております。それからまたこれはひとり院長のみでは不徹底でありますので、實際に会計整理をいたします事務会計担当者も同様な思想統一を必要といたしますので、これらにつきましても六月にブロックごとに——おそらくブロックごとになると思ひますが、各ブロックごとに招集いたしまして、特別会計の事務的な一切を調査いたしますと同時に、その思想的な統一をいたしたい。さうに存じますので、御了承を願ひたいと思ひます。

○松永委員長代理 本日はこれにて散會いたします。次会は公報により御通告申し上げます。

午後一時十一分散會